









免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
					雑魚まき網漁業	1月1日から12月31日まで				
					雑魚建干網漁業	〃				
					雑魚建網漁業	〃				
					えび建網漁業	〃				
					雑魚たま漁業	〃				
					雑魚つつ漁業	〃				
					雑魚かご漁業	〃				
					かにたま漁業	〃				
					いかたま漁業	〃				
					かにかご漁業	〃				













免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			(223)はBより 320 25 32 240.7mの点 (224)はBより 321 09 04 254.4mの点 (225)はBより 332 38 44 248.1mの点 (226)はBより 350 41 05 223.6mの点 (227)はBより 359 00 27 221.0mの点 (228)はBより 11 43 00 207.3mの点 (229)はBより 15 48 58 195.2mの点 (230)はBより 27 40 43 171.8mの点 (231)はBより 49 04 24 155.7mの点 2 基点第92号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第92号 大分市大分川河口左岸護岸角から298度45メートルの点 基点第316号 大分臨海工業地帯5号地北東端 基点第317号 大分臨海工業地帯5号地大分港住吉東防波堤灯台 基点第318号 大分臨海工業地帯5号地大分港住吉西防波堤灯台 (イ) 基点第316号から 51度 200メートルの点 (ロ) 基点第317号から 61度 550メートルの点 (ハ) 基点第317号から 51度 50メートルの点 (ニ) 基点第317号から 0度 50メートルの点 (ホ) 基点第318号から 287度 60メートルの点 (ヘ) 基点第319号から 320度 290メートルの点 (ト) 基点第319号から 242度 50メートルの点							
共第20号	大分県漁業協同組合	大分市大字神崎から大字家島に至る間の地先	基点第89号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第96号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 大分川にあっては舞鶴橋下流端まで、乙津川にあっては海原橋下流端まで、大野川にあっては家島治地北側突堤から90度の線までとする。ただし、共第18号の1、2及び次に掲げる区域を除く。 基点第89号 大分市と別府市との境界(両郡橋中央) 基点第91号 大分市大字生石大分港赤灯台(西大分地区西防波堤灯台) 基点第96号 大分臨海工業地帯1号地北東端 基点第311号 大分臨海工業地帯2号地大分港鶴崎西防波堤灯台 イ 基点第89号から45度30分1,700メートルの点 ロ 基点第91号から358度1,700メートルの点 ハ 基点第311号から313度920メートルの点 ニ 基点第96号から10度1,800メートルの点 ホ 基点第96号から88度510メートルの点 区域 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(シ)、(ツ)、(ヅ)、(ネ)、(ナ)、(ラ)、(ム)、(ウ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(カ)、(マ)及び(ケ)の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第96号 大分臨海工業地帯1号地北東端 基点第311号 大分臨海工業地帯2号地大分港鶴崎西防波堤灯台 基点第312号 大分臨海工業地帯2号地鶴崎防波堤根基 基点第313号 大分臨海工業地帯2号地乙津東防波堤根基 基点第314号 大分臨海工業地帯2号地大分港乙津東防波堤灯台 基点第315号 大分臨海工業地帯3号地大分港乙津西防波堤灯台 基点第316号 大分臨海工業地帯5号地北東端 基点第317号 大分臨海工業地帯5号地大分港住吉東防波堤灯台 基点第318号 大分臨海工業地帯5号地大分港住吉西防波堤灯台 基点第319号 大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤根基 (イ) 基点第 96号から 88度 510メートルの点 (ロ) 基点第 96号から 83度 510メートルの点 (ハ) 基点第 96号から 286度 158メートルの点 (ニ) 基点第 96号から 327度 293メートルの点 (ホ) 基点第 96号から 289度 697メートルの点 (ヘ) 基点第 96号から 272度 652メートルの点 (ト) 基点第 96号から 242度 50メートルの点	第2種共同漁業	第2種共同漁業 雑魚ます網漁業 雑魚建網漁業 えび建網漁業 雑魚たま漁業 雑魚つつ漁業 雑魚かご漁業 かにかご漁業 かにたま漁業	第2種共同漁業 1月1日から12月31日まで // // // // // //	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市(大字馬場、大字本神崎、大字木佐上、大字大平、大字志生木、大字佐賀間、大字白木、大字一尺屋、大字今市、大字入蔵、大字太田、大字上詰、大字沢田、大字下原、大字高原、大字竹矢、大字辻原、大字荷尾、大字野津原、大字福宗及び大字遍栖野を除く。)	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。

















免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			(フ) 基点第353号から238度 324メートルの点 (リ) 基点第353号から239度30分330メートルの点 (ヌ) 基点第353号から229度30分450メートルの点 (ル) 基点第353号から231度 457メートルの点 (ヲ) 基点第353号から234度 489メートルの点 (ワ) 基点第353号から234度30分500メートルの点 (カ) 基点第353号から242度30分546メートルの点 (コ) 基点第353号から244度30分572メートルの点 (ク) 基点第353号から245度30分558メートルの点 (シ) 基点第353号から239度 508メートルの点 (ソ) 基点第353号から241度 477メートルの点 (ツ) 基点第353号から240度 473メートルの点 (ネ) 基点第353号から250度 384メートルの点 (ナ) 基点第353号から248度50分374メートルの点 (ラ) 基点第353号から248度30分355メートルの点 (ム) 基点第353号から245度30分339メートルの点 (ウ) 基点第353号から247度 330メートルの点 2 (西防波堤・中防波堤) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ク)、(コ)、(シ)、(ソ)、(ツ)及び(ネ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台(中防波堤東灯台) (イ) 基点第353号から282度 38.3メートルの点 (ロ) 基点第353号から260度30分55メートルの点 (ハ) 基点第353号から252度 56メートルの点 (ニ) 基点第353号から253度 63メートルの点 (ホ) 基点第353号から250度 72メートルの点 (ヘ) 基点第353号から248度 82メートルの点 (ト) 基点第353号から234度 125メートルの点 (チ) 基点第353号から229度30分151メートルの点 (リ) 基点第353号から230度 153メートルの点 (ヌ) 基点第353号から310度30分157メートルの点 (ル) 基点第353号から325度 105メートルの点 (ヲ) 基点第353号から219度 53メートルの点 (ワ) 基点第353号から223度 51メートルの点 (カ) 基点第353号から227度20分41メートルの点 (コ) 基点第353号から230度30分42メートルの点 (ク) 基点第353号から237度30分41メートルの点 3 (東防波堤) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ク)、(コ)、(シ)、(ソ)、(ツ)及び(ネ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台(中防波堤東灯台) (イ) 基点第353号から124度 178.2メートルの点 (ロ) 基点第353号から123度30分180メートルの点 (ハ) 基点第353号から125度 177メートルの点 (ニ) 基点第353号から124度 164メートルの点 (ホ) 基点第353号から125度30分162メートルの点 (ヘ) 基点第353号から126度 157メートルの点 (ト) 基点第353号から119度 130メートルの点 (チ) 基点第353号から118度30分131メートルの点 (リ) 基点第353号から113度 116メートルの点 (ヌ) 基点第353号から102度 141メートルの点 (ル) 基点第353号から107度 154メートルの点 (ヲ) 基点第353号から106度30分155メートルの点 (ワ) 基点第353号から115度 178メートルの点 (カ) 基点第353号から117度 180メートルの点 (コ) 基点第353号から117度30分179メートルの点 (ク) 基点第353号から118度 177メートルの点 (シ) 基点第353号から120度 178メートルの点 (ソ) 基点第353号から128度30分184メートルの点 (ツ) 基点第353号から123度 183メートルの点 (ネ) 基点第353号から123度30分181メートルの点	雑魚づつ漁業 雑魚かご漁業	//					











免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第48号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第101号 大分市大字白玉井崎の標識 イ 基点第101号から112度3.800メートルの点	第1種共同漁業	第1種共同漁業 いせえび漁業 さざえ漁業 あわび漁業	第1種共同漁業 1月1日から12月31日まで " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び白木	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。
共第59号	大分県漁業協同組合	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域 基点第87号 速見郡日出町大字大神大崎鼻 イ 基点第87号から178度1.500メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	速見郡日出町	
共第60号	大分県漁業協同組合	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域 基点第87号 速見郡日出町大字大神大崎鼻 イ 基点第87号から187度1.500メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	速見郡日出町	
共第61号	大分県漁業協同組合	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域 基点第847号 速見郡日出町日出港西防波堤根柢 イ 基点第847号から197度2.000メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	速見郡日出町	
共第63号	大分県漁業協同組合	別府市の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域 基点第851号 別府市上人員の標識 イ 基点第851号から90度280メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	別府市	
共第64号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第98号 大分市大字佐賀関跡鼻(大石) イ 基点第98号から345度4.200メートルの点 ロ 基点第98号から345度3.600メートルの点 ハ 基点第98号から5度2.800メートルの点 ニ 基点第98号から15度3.500メートルの点 ホ 基点第98号から15度3.900メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第66号	大分県漁業協同組合	大分市大字高島の地先	基点第105号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第105号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第105号 大分市高島あしかばえ頂上 イ 基点第105号から340度250メートルの点 ロ 基点第105号から50度1.500メートルの点 ハ 基点第105号から90度1.600メートルの点 ニ 基点第105号から160度250メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい鯛付	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第67号	大分県漁業協同組合	大分市大字高島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第104号 大分市牛島北端 イ 基点第104号から323度30分1.290メートルの点 ロ 基点第104号から36度30分1.290メートルの点 ハ 基点第104号から123度30分910メートルの点 ニ 基点第104号から237度910メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい鯛付	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第68号	大分県漁業協同組合	大分市大字高島の地先	イ、ロ、ハ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第140号 大分市大字佐賀関5678番地の高島一のはえ イ 基点第140号から200度390メートルの点 ロ 基点第140号から230度1.300メートルの点 ハ 基点第140号から300度840メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい鯛付	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第69号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関(平瀬)の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第767号 大分市豊後平瀬標 イ 基点第767号から300度1.100メートルの点 ロ 基点第767号から330度2.300メートルの点 ハ 基点第767号から350度2.900メートルの点 ニ 基点第767号から20度2.200メートルの点 ホ 基点第767号から20度800メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい鯛付	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第70号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関(松ヶ鼻)の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第99号 大分市松ヶ鼻 イ 基点第99号から318度1.400メートルの点 ロ 基点第99号から334度2.200メートルの点 ハ 基点第99号から12度2.100メートルの点 ニ 基点第99号から22度1.100メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい鯛付	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第71号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第98号 大分市大字佐賀関跡鼻(大石) イ 基点第98号から339度4.500メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第72号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径80メートルの円によって囲まれた区域 基点第98号 大分市大字佐賀関跡鼻(大石) イ 基点第98号から12度3.980メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第73号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第98号 大分市大字佐賀関跡鼻(大石) イ 基点第98号から359度1.750メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第75号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第103号 大分市高島東端(伊賀瀬頂上) イ 基点第103号から25度1.700メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第76号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第103号 大分市高島東端(伊賀瀬頂上) イ 基点第103号から14度700メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第77号	大分県漁業協同組合	大分市大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第101号 大分市大字白玉井崎の標識 イ 基点第101号から79度550メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第78号	大分県漁業協同組合	大分市大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第101号 大分市大字白木玉井崎の標識 イ 基点第101号から92度1.160メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第80号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第99号 大分市松ヶ鼻 イ 基点第99号から318度1.700メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第81号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字深江の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第113号 臼杵市大字深江飛瀬鼻の標識 イ 基点第113号から319度30分2.000メートルの点 ロ 基点第113号から303度30分1.900メートルの点 ハ 基点第113号から324度30分900メートルの点 ニ 基点第113号から332度30分1.100メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	臼杵市大字臼杵、大字板知屋、大字大治、大字風成、大字深江及び大字市浜	
共第87号	大分県漁業協同組合	津久見市大字四浦の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第439号 津久見市大字四浦高井島東端の標識 イ 基点第439号から17度30分750メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	津久見市(大字保戸島を除く。)	
共第90号	大分県漁業協同組合	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域 基点第126号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標 イ 基点第126号から3度3.050メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺	
共第91号	大分県漁業協同組合	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域 基点第126号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標 イ 基点第126号から34度5.850メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺	
共第92号	大分県漁業協同組合	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域 基点第126号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標 イ 基点第126号から59度0.950メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺	
共第98号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字大島字ノ子島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第180号 佐伯市鶴見大字大島字水の字の2の159番地水ノ子島灯台 イ 基点第180号から322度1.300メートルの点 ロ 基点第180号から31度1.200メートルの点 ハ 基点第180号から160度1.800メートルの点 ニ 基点第180号から205度1.900メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい鯛付	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	
共第99号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字大島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域 基点第1070号 佐伯市鶴見大字大島1032番地(観音鼻)の標識 イ 基点第1070号から先ノ瀬頂上見通し線上550メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい鯛付	第3種共同漁業 10月1日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	
共第100号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字蒲江浦の地先	イを中心として半径500メートルの円によって囲まれた区域 基点第778号 佐伯市蒲江大字蒲江浦標島ツグイ東端の標識 イ 基点第778号から112度2.100メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字猪草浦及び大字蒲江浦	
共第103号	大分県漁業協同組合	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第125号 津久見市大字保戸島東端(高月)の標識 基点第126号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標 イ 基点第126号から8度30分250メートルの点 ロ 基点第126号から108度30分200メートルの点 ハ 基点第125号から155度200メートルの点 ニ 基点第125号から335度100メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	津久見市大字保戸島	
共第106号	大分県漁業協同組合	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第1126号 津久見市大字保戸島保戸島港(中の島地区)防波堤灯台 基点第1127号 津久見市大字保戸島保戸島港(地下地区)大ばそ防波堤の標識 イ 基点第1126号から279度175メートルの点 ロ 基点第1126号から314度531メートルの点 ハ 基点第1127号から265度390メートルの点 ニ 基点第1127号から265度190メートルの点 ホ 基点第1127号から204度223メートルの点 ヘ 基点第1127号から207度273メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、たい、いさぎ、あじ鯛付漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	津久見市大字保戸島	
共第107号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第1135号 佐伯市鶴見大字大島字田野浦由が浦鼻の標識 イ 基点第1135号から303度30分1.000メートルの点 ロ 基点第1135号から311度30分670メートルの点 ハ 基点第1135号から327度770メートルの点 ニ 基点第1135号から315度30分1.100メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	佐伯市鶴見	
共第108号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字梶寄浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第173号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識 イ 基点第173号から67度510メートルの点 ロ 基点第173号から87度30分400メートルの点 ハ 基点第173号から87度740メートルの点 ニ 基点第173号から83度810メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	佐伯市鶴見	
共第109号	大分県漁業協同組合	津久見市大字長目の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域 基点第1141号 津久見市大字長目2594番地の1の標識 イ 基点第1141号から154度11分400メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 たい、いさぎ、あじ鯛付	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	津久見市(大字保戸島を除く。)	
共第112号	大分県漁業協同組合	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第125号 津久見市大字保戸島東端(高月)の標識 イ 基点第125号から100度2.300メートルの点 ロ 基点第125号から105度2.900メートルの点 ハ 基点第125号から111度45分2.800メートルの点 ニ 基点第125号から109度15分2.200メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい鯛付	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	津久見市大字保戸島	
共第113号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域 基点第101号 大分市大字白木玉井崎の標識 イ 基点第101号から122度22分3.250メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	
共第114号	大分県漁業協同組合	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域 基点第106号 大分市高島南端(粒瀬頂上) イ 基点第106号から161度1.730メートルの点	第3種共同漁業	第3種共同漁業 つきいそ漁業	第3種共同漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	大分市大字佐賀関及び大字白木	